

「国が実施する統計調査に関する提案募集」

(2023年8月4日公表分)

	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	家計調査（二人以上の世帯） 品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市（※）ランキング	総務省統計局「家計調査（二人以上の世帯）品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市（※）ランキング」 (https://www.stat.go.jp/data/kakei/5.html) の調査対象を都道府県庁所在市及び政令指定都市に限らず、全国全ての市町村に広げていただきたくお願い申し上げます。	総務省	家計調査の結果を御利用いただき、ありがとうございます。 家計調査では全国から約8千の二人以上の世帯を調査しており、このうち一定数の世帯を都道府県庁所在市及び政令指定都市において調査することで、品目別のランキングを公表できています。御提案いただいた当該ランキングの対象地域の拡大のためには、これらの市以外の市町村について、標本規模を拡大する必要があります。 一方で、家計調査は、毎日の収入・支出を品目ごとに詳細に家計簿に記録いただくことが必要な調査であり、調査世帯の皆様の負担や毎月の公表スケジュール維持などの観点から、標本規模の拡大は困難であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

(2023年10月5日公表分)

	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
2	大人の発達障害	大人の発達障害についての国レベルでの調査を知りたいです。 発達障害で調べると放課後デイとか療育とか、子どもの発達障害についてしかヒットしません。 ・大人の発達障害の具体的な人数 ・大人になってから診断された人の生活実態 ・大人の発達障害の人が世の中でどの位生きにくいのか？ ・子供の頃に療育受けて大人に成長した人の生きづらさの追跡調査などを具体的に知りたいです。	厚生労働省	ご提案いただいた内容について、関連の調査から以下のようなことが分かりますので、参考にしていただければと考えます。 「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の第3表（下記URLよりご参照ください）において、年齢階級別に発達障害と診断された者の数（推計値）を公表しておりますので、階級ごとの人数を足し上げることでご提案の「大人の発達障害の具体的な人数」に類似の数値をご覧いただけます。 平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf また、「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」では、以下のとおり、他にも発達障害と診断された者についての統計表がございます。 ・第4表 発達障害と診断された者の数、高次脳機能障害と診断された者の数及び難病と診断された者の数（推計値）、性・障害者手帳の所持状況別 ・第82表 発達障害と診断された者、日常生活上の支援として福祉サービスをどの程度利用したいか別 ・第83表 発達障害と診断された者、1週間当たりの福祉サービスの利用希望時間別 ・第84表 発達障害と診断された者、日中の過ごし方の状況（複数回答）別 なお、「生活のしづらさなどに関する調査」は令和4年にも実施しており、令和6年度公表予定となっております。 そのほか、「障害者雇用実態調査」では、雇用分野における発達障害者に係る統計を公表しておりますので、下記URLよりご参照ください。 平成30年度障害者雇用実態調査結果 https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000521376.pdf ・P19～23 「4 発達障害者の雇用について」 ・P24～27, 29, 30, 32～33 「5 障害者雇用上の課題及び配慮について」 ・P34～36 「6 今後の障害者雇用の方針について」

(2024年2月19日公表分)

	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
3	匿名データの教育利用に関する推進について	<p>大学等において、データサイエンス教育の充実が求められているところ、政府の統計調査結果の匿名データを利用した教育が推進されると、実際の社会課題を意識しながら、統計的機械学習などの手法も活用しながら、充実した分析演習も可能となると考えております。実際に、公的統計演習として、滋賀大学では取り組んでいるところです。しかしながら、演習におけるデータ利用環境については、制約が多く、私の知る限り、なかなか、規模の拡大もできませんし、派遣できている大学院生を対象としたオンライン教育にも利用できません。情報保護の観点から利用上の制約があるのは当然ですが、政府がプロトタイプとなる教育環境を示しながら、データ分析を市販のクラウド利用などでできるようにしてほしいと考えています。せめて学内のクラウドサーバ上でデータ利用できるように思っています。政府のデータについては、研究利用については議論が盛んに思いますが、DS人材の裾野を広げる教育利用については、政府主導で、環境整備していただければと助かります。</p>	総務省	<p>統計法においては、調査票情報を匿名処理した匿名データについて、学術研究の発展に資すると認める場合その他の一定程度の公益性が認められる統計の作成又は統計的研究を行う場合に、一般からの求めに応じて提供することができるとされております。このうち、統計法施行規則第35条第1項第2号の規定により、「教育の発展に資すると認められる統計の作成等」についても、同号に掲げる要件の全てを満たすことで、匿名データの提供を受けることができます。</p> <p>また、匿名データの提供を受ける場合、統計法第42条第2項（適正な管理）及び第43条第2項（目的外の利用及び提供の禁止）の規定による義務が課せられております。これは、匿名データが、秘密保護のための加工が施されているとはいえ、統計制度に対する国民の不安を招かないようにするために一定の要件を科しているものであり、ご理解をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、統計センターでは、総務省統計局から委託を受け、統計演習など教育用に利用可能な一般用マイクロデータの無償提供を行っていますので、適宜ご利用ください。 https://www.nstac.go.jp/use/archives/ippan-microdata/</p>